

制限付き一般競争入札(事後審査型)・総合評価落札方式(施工能力評価型)

配布資料

1 入札公告等

- ・ 入札公告
- ・ 入札説明書
- ・ 公告共通事項

2 提示資料

- ・ 入札参加申込みされる方へ
- ・ 工事費内訳書の提出及び特約条項等(特定の違法行為、暴力団排除、適正な労働条件の確保)の追加について

3 提出資料等様式

(1) 入札参加申込書

- ①制限付き一般競争(事後審査型)入札参加申込書 (様式3号の5)

(2) 入札参加資格確認資料(開札執行後、落札候補者のみ提出)

- ①配置予定技術者の資格 (様式6号の2)
②現場代理人の資格 (様式6号の3)
③建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務等受託者関係 (様式7号)
④国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績 (様式19号)
⑤誓約書 「暴力団等排除に関する特約」
「適正な労働条件の確保に関する特記事項」
「社会保険等加入対策」
⑥工期通知書(余裕期間制度) (様式1号)

注) ④様式19号は、入札参加資格において**技術・社会貢献評価数値に関する要件が「有」とされた場合**で、入札参加資格者名簿の入札参加資格工種における**兵庫県発注工事成績を有しない者で、近畿地方整備局等発注の工事成績の加算を希望する者のみ**提出が必要。(詳細は、入札公告に記載の入札参加資格に係る技術・社会貢献評価数値に関する要件を熟読してください。)

(3) 質問様式

- ①質問書 (様式20号)

(4) 技術資料

- ①技術資料表紙 (施工能力評価型様式1号)
②自己評価申告書 (施工能力評価型様式2号)
③企業の施工能力 (施工能力評価型様式3号)
④配置予定技術者の技術力 (施工能力評価型様式4号)
⑤地域建設業者の育成(技術者の育成) (施工能力評価型様式5号)
⑥不履行項目数 (施工能力評価型様式6号)

(5) 施工体制確認型追加資料

<該当者だけが提出する資料>

- ①下請予定業者等一覧表 (様式4-1号)
②配置予定技術者名簿 (様式5-1号)
③資材購入予定先一覧 (様式8-2号)
④機械リース元一覧 (様式9-2号)
⑤労務者の確保計画 (様式10号)
⑥工種別労務者配置計画 (様式10-1号)
⑦建設副産物の搬出地 (様式11号)
⑧建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式11-1号)

⑨施工体制台帳	(様式13号)
⑩品質確保体制 (品質管理のための人員体制)	(様式19-1号)
⑪品質確保体制 (品質管理計画書)	(様式19-2号)
⑫品質確保体制 (出来形管理計画書)	(様式19-3号)
⑬安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)	(様式20-1号)
⑭安全衛生管理体制 (点検計画)	(様式20-2号)

(6) 低入札価格調査制度に関する資料

＜該当者だけが提出する資料＞

① 取扱いについて	(様式1号)
② 入札金額決定理由書	(様式2号)
③ 工事費内訳書	(様式3-1号)
④ 共通仮設費(率分)内訳書	(様式3-2号)
⑤ 現場管理費内訳書	(様式3-3号)
⑥ 一般管理費内訳書	(様式3-4号)
⑦ 下請予定業者等一覧表	(様式4-1号)
⑧ 下請別契約予定内訳書	(様式4-2号)
⑨ 配置予定技術者について	(様式5号)
⑩ 対象工事付近の手持工事の状況	(様式6-1号)
⑪ 対象工事に関連する手持工事の状況	(様式6-2号)
⑫ 契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連(地理的条件)	(様式7号)
⑬ 手持資材の状況	(様式8-1号)
⑭ 資材購入予定先一覧	(様式8-2号)
⑮ 手持機械の状況	(様式9号)
⑯ 労働者の確保計画	(様式10号)
⑰ 建設副産物の搬出他	(様式11号)
⑱ 交通誘導員配置計画	(様式12号)
⑲ 施工体制台帳	(様式13号)
⑳ 過去に施工した公共工事及び発注者	(様式14号)
㉑ 県発注工事の受注状況	(様式15号)
㉒ 直近2期分の決算報告書	
㉓ その他契約担当者が必要と認める事項に関するもの	

(7) 照会様式 (落札決定後)

① 総合評価落札方式が適用された入札における評価項目 の得点に係る説明について (照会)	(様式1号)
---	--------

入札参加申込みされる方へ

1 設計図書（設計書、仕様書、図面等）に関する注意事項

図面表示の縮尺は紙原稿のものです。紙原稿を県のホームページの添付ファイルに変換する際に紙原稿を縮小している場合があります。したがってダウンロードにより取り出した図面の縮尺と、紙原稿の縮尺が一致しない場合がありますので、ご注意ください。

2 入札参加申込みに関する注意事項

入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信してください。入札参加申込書の送信に当たっては、時間的な余裕をもって提出期間内に送信作業を行ってください。

なお、入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのＩＣカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとします。

3 入札参加資格の確認

入札参加申込書を送信し、電子入札システムにおいて発行される参加申込書受付票を確認した方は、入札に参加することができますが、以下の点にご注意ください。

本案件は事後審査型ですので、資格確認は、入札後に契約担当者が入札資格確認資料の提出を求めた入札参加者（落札候補者）に限り行います。

4 入札に関する注意事項

(1) 入札に当たっては、入札公告及び入札公告と併せて県のホームページに掲載した注意事項の内容をよく確認してください。

なお、県のホームページの提出資料、設計図書の掲示は入札開始日の前日までとしているので、掲示中に、掲示内容のダウンロード等を済ませてください。

(2) 入札書の送信に時間を要することがあるので、時間的な余裕をもって送信作業を行ってください。

なお、送信後は受信確認を行い、入札書受信確認通知を印刷して保管しておいてください。

また、入札書の入札金額を誤って送信した場合には修正することができませんので、必ず入力した入札金額に誤りがないかについての確認を済ませた上で送信してください。

(3) 電子入札手続を進めるに当たって、即時に対応していただかなければならない場合がありますので、開札開始時刻の10分前から電子入札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認してください。

(4) 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書のすべての項目並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条における「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」について確認できるもの）及び技術資料（入札説明書2(3)参照）を、入札公告に定めるところにより入札書に添付して提出してください。

(5) 入札公告から契約締結（県と契約の相手方双方が契約書に記名押印を行う）までの間で、入札の公平性を保つことができない恐れがある事象が発生した場合は、入札手続きの中止や落札決定の取消しを行う場合があります。

○入札事務に関する問い合わせ先 兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所工事業務課 〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3 電話：0791-63-5205	○電子入札システムに関する問い合わせ先 兵庫県電子入札ヘルプデスク 電話：0120-557-864
---	--

入札参加希望者各位

兵庫県
契約担当者
兵庫県西播磨県民局長

工事費内訳書の提出及び特約条項等の追加について

下記についてご承知の上、入札に参加してください。

記

1 工事費内訳書の提出

入札に関する条件として工事費内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに工事費内訳書を提出できない方は、入札に参加できないこととなります。

工事費内訳書の様式については、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」及び「入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）」を原則として利用し提出してください。

積算については、自己積算を原則としますので、自己積算していない方、他者に自らの工事費内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した工事費内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できないこととなるので特に注意してください。

さらに、入札参加者はお互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようにするとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

2 特約条項の追加

この入札に関して、契約書に別紙記載のとおり、別紙1「特定の違法行為に関する特約条項」、別紙2「暴力団等排除に関する特約」及び別紙3「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を追加することとなります。

別紙 1

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、建設工事請負契約書第54条第2項及び第6項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第53条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項の規定」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、建設工事請負契約書第59条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

- 7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。
- 8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帯して賠償金支払の義務を負う。

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第2項から第7項まで、第10項、第11項、第14項及び第15項に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

(警察本部長から得た情報の利用)

- 8 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察本部長に意見を聴くことができる。
- 9 発注者は、警察本部長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の契約担当者（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。）若しくは公営企業管理者若しくは病院事業管理者が第1項の趣旨に従い暴力団

等を排除するために提供することができる。

（発注者の解除権）

- 10 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、建設工事請負契約書第54条第2項及び第6項の規定を準用する。
- （1）役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - （2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - （5）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - （6）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - （7）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したと認められるとき。
 - （8）下請契約等を締結するに当たり、その相手方が（1）から（6）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - （9）受注者が、（1）から（6）までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（（8）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - （10）下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して（1）から（6）までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者との特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

（解除に伴う措置）

- 11 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 12 第10項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第53条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」とあるのは、「暴力団等排除に関する特約第10項の規定」とする。

（違約金の徴収）

- 13 第10項において準用する建設工事請負契約書第54条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第59条の規定を適用する。

（誓約書の提出等）

- 14 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- （1）受注者が暴力団等でないこと。
 - （2）下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者とししないこと。
 - （3）受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。
 - （4）受注者は、この特約の条項に違反したときには、第10項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 15 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

- 16 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び県警本部長に協力を求めることができる。

下請契約等における暴力団排除に関する特約（第3項関係）

発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、次のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡してはならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 5 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 6 発注者は、この契約に係る建設工事の注文者（当該建設工事を発注した兵庫県の契約担当者）を通じて、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長に提供することができる。
- 7 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したと認められるとき。

- (8) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合((8)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者との特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- 8 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 9 受注者は、この契約の契約金額(発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 10 受注者は、下請契約等を締結する場合においては、前項に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(第2項の規定によりこの特約に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。

適正な労働条件の確保に関する特記事項

（基本的事項）

- 第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（受注関係者に対する措置）

- 第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
- (1) 受注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

- 第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。

- 6 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。
- 7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、建設工事請負契約書第54条第2項及び第6項の規定を準用する。
 - (1) 受注者が、発注者に対し、第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 受注者が、発注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
 - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
- 2 この項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第53条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第46条」とあるのは、この特記事項のこの項とする。
- 3 この項において準用する建設工事請負契約書第54条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第59条の規定を適用する。

(損害賠償)

第7 受注者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表 (第1 関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)

下請契約における適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者(以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。)
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者(以下「派遣労働者」という。)
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項に準じた規定を含んだ下請契約を締結しなければならない。

(受注者及び受注関係者に対する措置)

- 第2 受注者は、この契約の契約金額(発注者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超える場合は、発注者に対し、この契約を締結する時までに労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。
- 2 受注者が、この契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方(以下「受注関係者」という。)は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し(第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者(以下「下請関係者」という。)が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。
- (1) 発注者に対し 第4及び第5の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。
- 6 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して、その損害を請求することはできない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 受注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出が県にあった場合において、県が行う当該申出に係る労働基準監督署への通報に必要な情報について、発注者から報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第1項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 受注者は、その雇用する特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見が労働基準監督署から県にあり、県の要請を受けた発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあった場合においては、発注者が定める期日までに、当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金について第1項の意見があり、発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあった場合においては、受注関係者に当該支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

別表(第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

重 要 な お 知 ら せ

労務費ダンピング調査を実施しています。
工事費内訳書（新様式）を添付してください！

★ 対 象

令和8年7月1日以降、入札公告（通知）される全ての工事

★ 内 容

入札の際、いつもの工事費内訳書に加えて、入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）を添付してください。

なお、自社様式を利用される場合、『材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費』をすべて示す必要があります。（土木工事の場合）

添付漏れや記載不十分は、**無効な入札**となります。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

【労務費ダンピング調査について】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/seidokaisei.html>

【入契法第 12 条に基づく工事費内訳書（新様式）】・・・要領および QA

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/documents/romuhidanpingqa.pdf>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/documents/romuhidanpingyouryou.pdf>